

発議第10号

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書  
について

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

平成29年10月17日 提出

松阪市議会議員 楠 谷 さゆり  
大 平 勇  
久 松 倫 生

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書  
近年の厳しい経済・雇用情勢は、子供たちの暮らしや学びに大きな影響を与えている。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、2014年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。三重県では2016年3月「三重県子どもの貧困対策計画」が策定され、「子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施」、「子どもの貧困の実態をふまえた対策の推進」など5項目の基本方針に沿って取り組みが進められている。

2013年度卒業生について、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率（91.1%）や高等学校等中退率（4.9%）等は、一般世帯の高等学校等進学率（98.8%）や高等学校等中退率（1.7%）と比較して、厳しい数値となっている。

高等学校段階においては、入学料、教材費、部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな問題であり、一人一人の人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっている。

2014年度から高等学校等就学支援金制度が導入され、年収910万円未満（モデル世帯例）の世帯の子供を対象として、授業料の支援が行われている。

さらに、同年度から国公立高等学校等に通う子供がいる低所得世帯に対し、各自治体が「高校生等奨学給付金」を給付し、PTA会費や生徒会費等、授業料以外の教育費の負担軽減がなされている。（3分の1国庫負担）

しかしながら、これらの支援制度は、修業年限を超えて在籍する生徒には適用されない。そのため、2014年度4月入学生のうち、やむを得ない事情で原級留置となった高校生等の中には、来年度から支援を受けることができず、中途退学を余儀なくされる恐れがある。

高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度の改善等を通じて、家庭での経済格差が教育の格差につながらないように、制度・施策のより一層の充実が求められている。

よって国においては、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の充実と就学・修学保障制度の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 10 月 17 日

三重県松阪市議会議長 山 本 芳 敬